

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 27 日

各 検 疫 所 御 中

健康・生活衛生局食品監視安全課

ドイツから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、本日、別添のとおり都道府県知事等宛て通知しましたので、
お知らせします。

別添
健生発 1227 第 1 号
令和 5 年 12 月 27 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域について

牛の脊柱については、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 の B の 8 の規定により、牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛であっても、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域で飼養された月齢が 30 月以下の牛については、規制の対象から除かれているところです。

また、これらの国等については、平成 25 年 2 月 1 日付け食安発 0201 第 5 号「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」第 4 の 2 の（2）に基づき、令和 4 年 12 月 23 日付け生食発 1223 第 1 号「食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められた国又は地域について」にて別途示しているところです。

今般、ドイツから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価の結果等を踏まえ、我が国を除く食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域にドイツを追加し、その一覧を別紙のとおり整理したので、その運用に遺漏なきよう取り計らい願います。

なお、令和 4 年 12 月 23 日付け生食発 1223 第 1 号は本通知をもって廃止します。

(別紙)

アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、英国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国 (※)、フランス共和国、ポーランド共和国、リヒテンシュタイン公国

(※) ブラジル産牛肉等に関する対日輸出プログラムにおいて、全月齢の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）は特定危険部位（SRM）とされており、現時点において輸入されることはありません。